

道志村耐震改修促進計画

令和8年3月

道志村

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画の背景 1
- 2 計画の目的 2
- 3 本計画の位置づけと他の計画との関係 2
- 4 計画の期間 2

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況 3
- 2 耐震化の現状（令和7年度末の推計） 5
- 3 耐震化の目標 8

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 耐震化に係る基本的な取組方針 9
- 2 耐震化の促進を図るための支援策 10
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 11
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 11
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路 14

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成・公表 14
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実 14
- 3 パンフレットの作成・配布や研修会の開催 15
- 4 官民一体となった取組 15
- 5 県、市町村、建築関係団体等による連携 16
- 6 税制の広報・周知 16

第5章 耐震改修を促進するための指導や命令等

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施 16
- 2 建築基準法による勧告又は命令等への協力 16

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修促進に関し必要な事項

- 1 県、市町村、関係団体による体制の整備 17
- 2 本村内での耐震化促進体制の整備 17
- 3 計画の進捗管理 17

第1章 計画の概要

1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことから、道志村（以下「本村」という。）では、平成20年5月に「道志村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害が発生したことや、南海トラフ地震等の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月の法改正に併せて「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本的な方針」という。）」が改正されたことから、平成28年3月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修等、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においても、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震等の大規模な地震が発生しており、特に、旧耐震基準で建築された木造住宅に深刻な被害が生じており、住宅・建築物の耐震化の重要性が一層高まっています。

このような状況を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画の策定（令和7年6月）の策定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改正（令和7年7月）が行われ、切迫性の高い地震への備えとして、住宅・建築物の更なる耐震化が喫緊の課題となっています。

さらに、令和7年7月には国の基本的な方針が改正され、耐震化に関する目標の見直しや、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項の追加等が行われ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等の促進を図る必要があります。

これらのことから、本村の耐震改修促進計画を10年間延長するとともに、耐震化率の目標を見直し、引き続き、住宅・建築物の耐震化に努めていきます。

○ 経緯

平成20年5月：平成18年度から平成27年度の10年計画を策定

平成28年3月：計画を見直し、5年延長として改定

平成31年4月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定

令和3年3月：計画を見直し、5年延長として改定

令和8年3月：計画を見直し、10年延長として改定

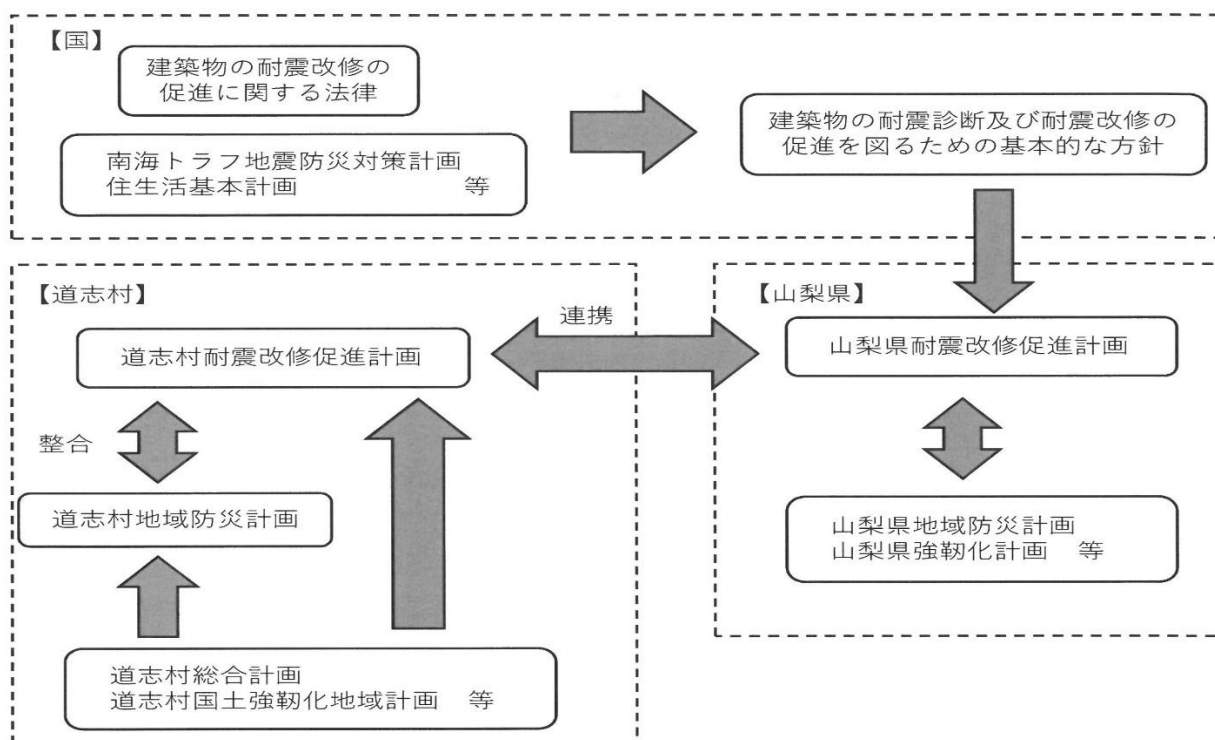
2 計画の目的

本計画は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後想定される地震災害に対して村民の生命及び財産を守ることを目的とします。

3 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づく市町村耐震改修促進計画として策定したものです。また、山梨県耐震改修促進計画、道志村地域防災計画および道志村国土強靱化地域計画等の計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

(図 1-1) 計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、国の基本的な方針の目標年に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画（令和7年3月）、山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）及び道志村地域防災計画（令和3年3月）によると、県内に大規模な被害をもたらすおそれのある想定地震の概要は次のとおりです。

（1）大規模な被害が想定される対象地震

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震。

② 首都直下地震 M7（立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震。

③ 糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震。

④ 糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震。

⑤ 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震。

⑥ 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震。

⑦ 身延断層

山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震。

⑧ 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震。

⑨ 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震。

⑩ 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型。

（2）対象地震の地震動と震源分布

想定される地震の地震動と震源分布は次のとおりです。（表 2-1、図 2-1）

表 2-1 対象地震の地震動

対象地震	対象地震の地震動予測結果の概要
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、 県中心部～南部 にかけて揺れが大きく、一部の地域で 最大震度7 の揺れが想定される。
② 首都直下地震 M7 (立川市直下)	震源に近い、 県東部及び富士五湖地域の一部 で 最大震度6強 の揺れが想定される。
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯 中南部区間	震源が位置する 県北西部 で 震度6強から震度7 、 甲府盆地の一部地域 で 最大震度6弱 が想定される。
④ 糸魚川—静岡構造線断層帯 南部区間	震源が位置する 県西部 で広範囲に 震度6弱以上 となり、一部の地域で 震度7 が想定される。
⑤ 曾根丘陵断層帯	震源が位置する 県中心部 において 震度7 の揺れが広く発生することが想定される。
⑥ 扇山断層	震源が位置する 県東部 を中心に揺れが大きく、一部の地域で 最大震度7 の揺れが想定される。
⑦ 身延断層	震源の真上にあたる 県南西部 の揺れが大きく、一部の地域で 最大震度6強 の揺れが想定される。
⑧ 塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく 富士五湖地域 では 最大震度7 の揺れが想定される。
⑨ 富士川河口断層帯	震源の近い 県南部 において 最大震度7 の揺れが想定される。
⑩ 【参考】首都直下地震 (M8 クラス相模トラフ)	震源に近い 県東部 で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては 最大震度7 の揺れが想定される。

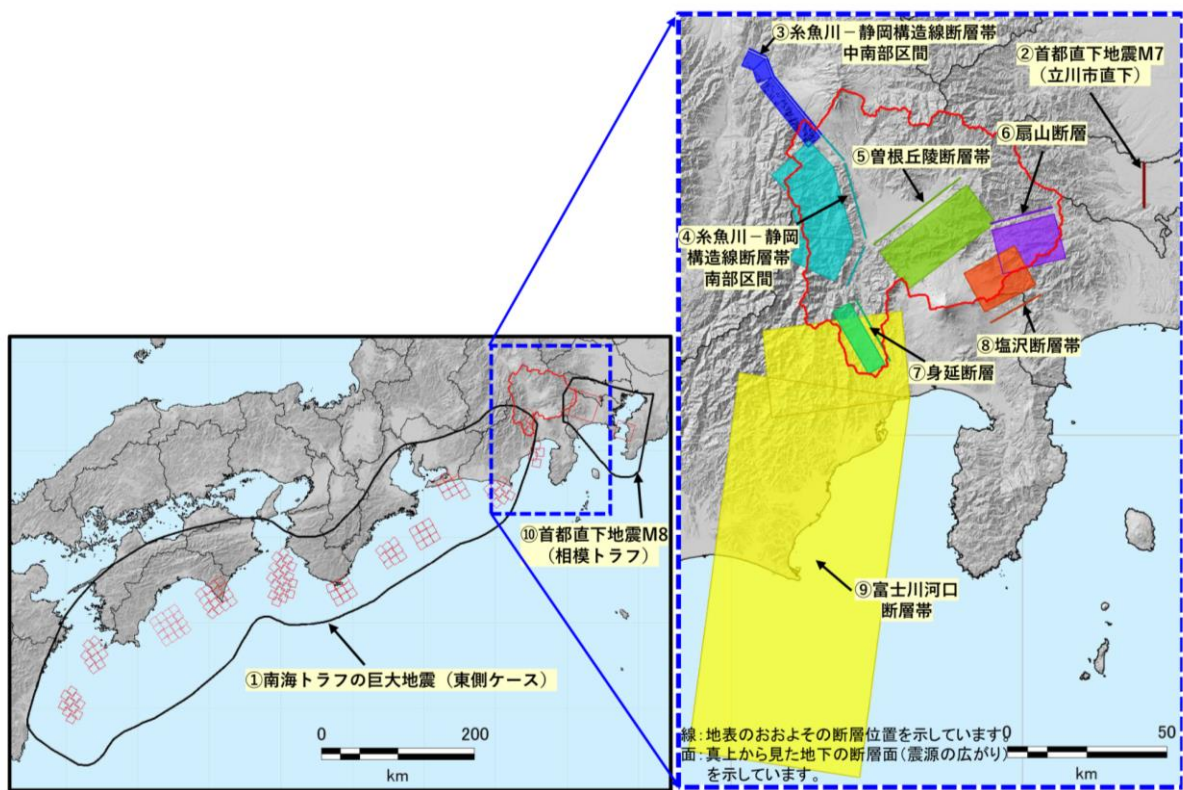


図 2-1 想定される地震の震源分布図 (出典：山梨県耐震改修促進計画)

(3) 対象地震による建物被害予測結果

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、対象地震の揺れによる建物被害予測結果は次のとおりです。（表2-2）

発生確率が高いとされる南海トラフの巨大地震の揺れによる建物被害は全壊約1棟、本村で最も建物被害が多いと予想される扇山断層帯で発生する地震の揺れによる建物被害は、全壊が約15棟となっています。

これらの対規模地震による建物被害を軽減するための取組が、喫緊の課題となっています。

表2-2 対象地震の揺れによる建物被害予測結果

対象地震	建物被害（棟）		
	全壊	半壊	計
① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1	5	6
② 首都直下地震 M7（立川市直下）	5	24	29
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	—	—	—
④ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	—	—	—
⑤ 曾根丘陵断層帯	—	—	—
⑥ 身延断層	—	—	—
⑦ 塩沢断層帯	5	14	19
⑧ 扇山断層	15	44	59
⑨ 富士川河口断層帯	7	25	32
【参考】首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）	143	183	326

※揺れによる建物被害の予測結果は、冬18時風速8mの全壊・半壊棟数

※建物の被害予測は、山梨県地震被害想定調査報告書によるものであり、全ての建物を対象に調査を実施したものである

2 耐震化の現状（令和7年度末の推計）

(1) 住宅建築時期の状況等

令和7年1月1日時点の本村での調査を基に令和7年度末の住宅数を推計すると、本村の住宅総数は、1,136戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、286戸で全体の25.2%を占めています。（表2-3）

表2-3 建築時期別住宅数（単位：戸）

住宅総数				
1,136	昭和55年以前の住宅※	286 (25.2%)	昭和56年以降の住宅※	850 (74.8%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及びすでに耐震改修を実施したものを加えると、道志村の住宅を建方別に見ると、1戸建て住宅が全体の99.8%を占めています。また、1戸建て住宅の286戸が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は25.2%です。（表2-4）

表2-4 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数 ①			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
1,136			286		850	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	1,134	99.8%	286	25.2%	848	74.6%
共同建て	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は1,098戸あり、全体の96.7%を占めています。また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が273戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の95.5%を占めています。（表2-5）

表2-5 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数 ①			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
1,136			286		850	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	1,098	96.7%	273	95.5%	825	97.1%
非木造	38	3.3%	13	4.5%	25	2.9%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は853戸になり、村内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で75.1%と推計されます。（表2-6）

表2-6 住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

住宅総数 ① A=(B+F) 1,136	昭和55年以前の住宅				昭和56年以降の住宅 F 850	耐震性有の住宅数 G=(C+D+F) 853	耐震化率 令和7年度末推計値 H=(G/A) 75.1%
	耐震性を有するもの C 3	耐震改修を実施したもの D 0	耐震性が無いもの E 283	昭和55年以前の住宅 B 286			

(3) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物等とは、法第 14 条第 1 号で規定する「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物等」で一定規模以上のものをいい、本村内には 4 棟ありますが、全ての建築物が昭和 56 年以降に建築されており、3 棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和 7 年度末で 100%と推計されます。(表 2-7)

表 2-7 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途	昭和 55 年 以前の 建築物 A	昭和 56 年 以降の 建築物 B	建築物数 C=(A+B)	耐震性 有りの 建築物数 D	耐震化率 (令和 7 年 度末) E=(D/C)	
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	0	2	2	2	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		道志村	0	2	2	2	100.0%
	民間建築物	0	0	0	0	—	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	1	1	1	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		道志村	0	0	0	0	—
	民間建築物	0	1	1	1	100.0%	
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	0	0	0	—	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		道志村	0	0	0	0	—
	民間建築物	0	0	0	0	—	
計		0	3	3	3	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	—
		道志村	0	2	2	2	100.0%
	民間建築物	0	1	1	1	100.0%	

災害時の拠点となる建築物（公共建築物：村）

- ① 道志中学校体育館、②道志小中学校校舎

不特定多数の者が利用する建築物（民間建築物）

- ① 紅椿の湯

(4) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

① 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物とは、旧耐震基準で建築された建築物のうち、病院・店舗など不特定多数が利用する建築物、または小学校、老人ホームなど避難確保上配慮を要する者が利用する建築物で、地震時の安全性を緊急に確保する必要のある大規模な建築物をいいます。これらの対象建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられています。

令和7年度末において、本村内に該当する建築物はありません。

② 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

要安全確認計画記載建築物とは、市町村の耐震改修促進計画において指定された重要な避難路※に面した沿道建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1項の「通行障害建築物の要件」を満たした建築物のことをいいます。

これらの対象建築物の所有者は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告することが義務付けられており、所管行政庁は当該報告の内容を公表することとなっています。

本村内にある対象建築物は1棟あり、全ての所有者から耐震診断の結果が報告され、山梨県がホームページで公表しています。（表2-8）

表2-8 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の状況（令和7年度末）

対象の建築物	耐震性不足が 解消された建築物	耐震性が不十分な 建築物
1 棟	0 棟	1 棟

※市町村耐震改修促進計画において指定された重要な避難路：

3 耐震化の目標

住宅・建築物の耐震化の目標設定については、国の基本的な方針を踏まえ、「住宅」及び「要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

国及び山梨県において、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に定めるとしてしています。

本村においても、国及び山梨県の目標を踏まえ、令和17年度末までにおおむね解消することを目指します。

旧耐震基準の住宅については、建替えや除却等により減少し、耐震化率は今後も向上すると見込まれますが、目標を達成するためには、耐震性が不十分な住宅の耐震化を着実に進める必要があるため、耐震化への取り組みを一層促進していきます。

(2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の目標設定

国及び山梨県においては、耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）を、早期におおむね解消することを目標に定めるとしています。

本村においても、国及び7山梨県の目標を踏まえ、早期におおむね解消することを目標とします。

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者が、地域の防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、建築士等の専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠です。山梨県と本村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

また、住宅・建築物の所有者、山梨県、本村及び建築関係団体は、耐震化を効果的かつ着実に進めるため、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。（表 3-1）

(1) 道志村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。このため、山梨県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 全ての住宅・建築物について、耐震改修の努力義務が課せられています。所有者は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していく必要があります。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

表 3-1 それぞれの役割

項目	所有者	県	村	関係団体等
耐震診断・耐震改修の実施	●			
耐震改修促進計画の策定		●	●	
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定			●	
公共建築物の耐震化		●	●	
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●
耐震化への補助		●	●	
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●
技術者の養成		●	●	●

2 耐震化の促進を図るための支援策

本村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国・山梨県の耐震化に関する補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策の概要

現在、本村が実施している支援事業の概要は次のとおりです。引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

なお、補助金の詳細については、補助金交付要綱で定めています。

◆木造住宅耐震診断支援事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助
対象	昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者または 3 親等以内の親族の申請により本村が実施
補助率（額）	全額本村負担
事業時期	令和 18 年 3 月 31 日（令和 17 年度）まで

◆木造住宅耐震改修等事業

事業内容	住宅の耐震改修及び建替に対する補助
対象	耐震診断の結果・建築士による容易な耐震調査の何れかで、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	住宅所有者または 3 親等以内の親族（個人）
補助率（額）	耐震改修・建替え工事に要する対象経費以内、かつ、1,437,500 円を限度
事業期間	令和 9 年 3 月 31 日（令和 8 年度）まで

◆木造住宅耐震シェルター設置事業

事業内容	住宅の耐震シェルター設置に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	住宅所有者または3親等以内の親族（個人）
補助率（額）	耐震シェルターの設置に要した費用の2/3以内、かつ240,000円を限度
事業期間	令和18年3月31日（令和17年度）まで

3 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

（1）専門技術者照会体制の整備成

村内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。

これまでも、山梨県のホームページ等において補助金を活用した耐震改修工事を行った実績のある施工業者の一覧を掲載しておりますが、一定の実績を有する優良な事業者を認定・登録する「優良事業者の認定・登録制度」を創設し、事業者間の技術力向上を促進するとともに、その情報についても公開することで、安心して耐震改修を実施できる環境を整備することとしています。

（2）村民への住宅耐震化の啓発

村民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修等に関する情報を容易に分かりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、山梨県庁（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会等の無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

（1）地震発生前の対策

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者の発生や道路を塞いで避難や救助活動の障害となる等の危険性が指摘されています。

このことから、特に避難路、通学路等に面したブロック塀等について、国の定める自主点検の実施を指導し、注意喚起をお願いするとともに、転倒する危険性のある箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。特に指導する避難路、通学路とは、道志村通学路交通安全プログラムに基づく通学路、緊急輸送道

路、住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る道路とします。

また、正しい工法や補強方法などについてパンフレット等により普及・啓発を行うとともに、村の助成等の活用等により改修工事がなされるよう指導し、建築物防災週間等を活用し周知していきます。

- 1) 道志村耐震改修促進計画に定めるブロック塀等に関する事業の対象となる道路は、次のとおりとする。
 - 1 道路法の道路で幅員1.8m以上あるもの
 - 2 避難所や避難地等まで、合理的（最短）に至ることができるもの
 - 3 複数の住民が利用するもの

- 2) 村では、住宅、事業所等から避難所、避難地等へ至る経路へ至る経路が確認できるよう、以下の位置が確認できる資料を常備する。
 - 1 地域防災計画に定める緊急避難所、福祉避難所
 - 2 地域防災計画に定める緊急避難場所（避難地）
 - 3 小・中学校が定める通学路
 - 4 地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路

② 天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。

これらのことから、本村においても避難所となる集会場等、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を検討していきます。

③ 窓ガラス・屋外工作物等の落下防止

地震時の窓ガラスの飛散や、屋外広告物の落下等による被害防止に向けた、安全対策の必要性が指摘されています。

窓ガラスについては、強化ガラスの設置や飛散防止フィルム等の対策を促すとともに、外壁の落下防止対策についても普及・啓発を行います。また、屋外広告物については、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、安全性の注意喚起を行います。

④ エレベーターの安全確保

地震時のエレベーター内部の閉じこめ事故を防止するため、地震対策等がなされていない既存エレベーターについては、建築基準法の定期報告制度等を活用しながら、地震時の安全性が確保されるよう普及・啓発を行いながら、改修を促していきます。

⑤ 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

⑥ 耐震シェルターの設置

住宅の規模や構造、所有者の生活状況等によっては、建物の耐震改修を実施することが困難な場合があります。そのような状況においては、建物が倒壊した際でも安全な空間を確保できる耐震シェルターは、比較的容易に設置可能であり、居住者の生命を守るために有効な地震対策となります。

このため、耐震シェルターの設置を普及啓発するとともに、これらの設置を行う方に対して助成を行う等の支援を実施します。

⑦ 平成 12 年までに着工した木造住宅の安全性の向上

平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震では、旧耐震基準の建築物だけでなく、新耐震基準により建築された在来木造軸組構法の木造住宅のうち、接合部の基準が明確化される平成 12 年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が確認されました。

このため、昭和 56 年から平成 12 年までに建築された木造住宅を対象に、接合部等の状況確認により耐震性能を検証できる「新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」の周知を図り、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の在来木造軸組構法の木造住宅の所有者等に対して、耐震性能の検証を促します。

〔 国土交通省 HP（新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法）
https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000662.html 〕

（２）地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定支援本部を設置し、被災建築物の判定活動を実施します。

また、応急危険度判定士が不足する場合には、県に対し判定士の派遣を要請し、判定士の受け入れ体制の整備等の必要な措置を講じます。

迅速で着実な判定作業を実施するため、今後も建築士を対象に応急危険度判定士の要請・確保に努めます。

※被災建築物応急危険度判定制度

大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「道志村防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が指定されています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第14条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。（表3-2）

表3-2 耐震改修促進法第14条第3項第1号の適用を受ける道路

道路種別	路線名	起終点
一般国道（指定外）	国道413号	県内全線
主要地方道	県道都留・道志線	全線

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するため、村民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成・公表

本村では、県からの情報提供をもとに、地震ハザードマップの整備及び公表に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本村では、山梨県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、村民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、山梨県と連携のもと、耐震改修工事の実例集等を拡充整備し、耐震改修を実施しようとする村民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

3 パンフレットの作成・配布や研修会の開催

本村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集等を整備し、相談窓口等において配布します。

また、地域住民の要望や、自治会等が開催する防災研修会等の機会を活用し、山梨県と協力して耐震化の必要性や支援制度について説明することで、住民の理解と認識の向上を図ります。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、村民に対し必要な情報を分かりやすく提供できるよう努めることとします。

4 官民一体となった取組

(1) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新、バリアフリー化及び省エネルギー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは費用面などで合理的であることから、これを普及させるため、山梨県と協力のもと、耐震改修工事の実例集を作成し、配布します。

また、リフォームに関する相談窓口を山梨県や本村及び（一社）山梨県建築士会に設置し、リフォーム工事に関する相談を受けるとともに、耐震改修等に関する情報提供を行います。

(2) 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本村では各自治会と連携して地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施していきます。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等と連携を図る中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

(3) 各戸訪問による耐震化の啓発

木造住宅のより一層の耐震化を促進するため、山梨県、本村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、個々の状況に応じた普及啓発と相談対応、補助制度の紹介等を行います。

また、耐震診断が義務化となった避難路沿道建築物についても、同様に各戸訪問を実施し、耐震化の啓発を行っていきます。

(4) 低コスト工法導入促進活動

建築物所有者に対して低コスト工法を用いた耐震改修の内容を分かりやすく説明することで、工事費用に対する負担感を軽減し、低コスト工法による耐震化の促進を図ります。

5 県、市町村、建築関係団体等による連携

(1) 市町村、建築関係団体との連携に関する事項

山梨県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、山梨県、市町村、建築関係団体は「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議※」を開催し、関係者のスキルアップのための研修会や建築物の耐震化の促進に関する情報共有を行うとともに、施策や補助制度等の充実に向けて連携して取り組みます。

※山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議：

平成 24 年に山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会として設立、令和 2 年からは山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議として、県内の住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、定期的に開催。

【構成メンバー】

- ・ (一社) 山梨県建築士会
- ・ (一社) 山梨県建築設計協会
- ・ 山梨県建設組合連合会
- ・ 山梨県
- ・ (一社) 山梨県建築士事務所協会
- ・ (一社) 山梨県建設業協会
- ・ (一社) 山梨県木造住宅協会
- ・ 県内 27 市町村

6 税制の広報・周知

本村は、山梨県と連携して、一定の耐震改修工事を行った場合に受けられる所得税の控除や固定資産税の減額措置等の優遇税制について、広報・周知を行い、これらの制度の活用を促すことで、耐震化を促進します。

第 5 章 耐震改修を促進するための指導や命令等

1 耐震改修促進法による指導等

本村は山梨県と連携し、耐震診断及び耐震改修を的確に実施することが必要と認められる建築物の所有者に対して、法に基づく指導・助言、指示、公表等を実施できるよう協力します。

2 建築基準法による勧告又は命令等への協力

所管行政庁による法第 12 条第 3 項及び法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、所有者等が耐震改修等を実施しない建築物のうち、構造耐力上主要な部

分の地震に対する安全性について著しく保安上危険である認められるものについて、本村は特定行政庁と連携し、建築基準法に基づく勧告又は命令を実施できるよう協力します。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適正な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

3 計画の進捗管理

本計画の進行管理については、住宅・建築物の耐震化についての進捗状況を確認する中で、必要に応じて計画や取り組みの見直しを行いながら、耐震改修促進計画を促進していくこととします。